

令和4年度第10回枝幸町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和5年3月29日(水) 午前10時30分～午後10時50分
- 2 開催場所 枝幸町役場 3階会議室1・2
- 3 出席委員
2番 今 賢 二 3番 関 口 真 也 5番 向井地 靖 浩
6番 佐 藤 忠 昭 7番 阿 部 糸 吉 8番 中 野 勤
9番 寺 前 吉 幸 10番 田 中 美代子 11番 諏 訪 隆
12番 平 田 勝一郎 14番 高 橋 壮 治
- 4 欠席委員
1番 松 下 正 則 4番 向井地 信 之 13番 玉 村 良 三
- 5 議事日程
会議録署名委員の指名 10番 田 中 美代子 12番 平 田 勝一郎
会期の決定 1日間
事務報告
議案第1号 枝幸町農業委員会事務局職員の任免について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
協議事項 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について
- 6 農業委員会事務局職員
事務局長 遠 藤 正 勝
主 査 秋田谷 賢
主 事 坂 東 桃 江

7 会議の概要

議事

日程第1

開 会

事務局

皆様おはようございます。ただいまより、令和4年度第10回枝幸町農業委員会総会を開催いたします。

本日は業務引継の関係で高瀬主幹が同席しておりますので、ご了承願います。

はじめに高橋会長より挨拶をお願いします。

会長

おはようございます。今年は例年になく雪融けが早いようですけれども、既にたくさんの現地確認等が入っておりますので、皆さん忙しい中にご協力いただく日が増えてくるかと思えます。

皆さん御承知のように、管内的にも農業情勢の中で離農休農が進んでいる状況ですが、当町においても既に何件か今年で離農することを決められた方がいるようです。

それに合わせて農地の移動が発生し、私達の仕事も増えてくるかと思えます。地域で相談を受けましたら、速やかに事務局と相談して対処していきたいと考えております。

農業者に限りませんが、相続登記が義務付けられるようになり、3年以内に相続しないと罰則もあるようです。

農業者以外から今までと違った形の農地移動が出てくることが考えられ、また、雪融けも進んできたので、現地確認等々少しずつ増えてくるかと思えます。ご協力よろしくをお願いします。

本日は第10回の総会ということで、議題は少ないですが、その後も農地評価の意見摺合せ等がありますので、忌憚のない意見を聞きながらスムーズに決定していきたいと思えます。よろしくをお願いします。

事務局

出欠の状況を申し上げます。1番 松下委員、4番 向井地 信之委員、13番 玉村委員より欠席の通告がありました。

現在の出席者は11名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、枝幸町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

日程第2

会議録署名委員 の指名

議長

それでは、議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第2 会議録署名委員を議長より指名いたします。

10番 田中 美代子委員、12番 平田 勝一郎委員を本日の会議録署名委員に指名いたします。

日程第3

会期の決定

日程第3 会期の決定についてお諮りいたします。

会期につきましては、本日1日としたいと思えますが、ご異議ございませんか。

日程第4
事務報告

事務局

(異議なしの声多数)

意義なしと認めます。
よって会期は、本日1日といたします。

日程第4 事務報告を事務局より報告願います。

議長

(別紙 事務報告 読み上げ)

なお、一般社団法人北海道農業会議第94回総会内において、17年6ヵ月の長きにわたり農業委員を務めた功績を称えられ、農業委員永年勤続表彰を高橋会長、寺前委員が受けられております。

事務局より報告が終わりました。本件は報告済みといたします。

日程第5
議案第1号

事務局

日程第5 議案第1号「枝幸町農業委員会事務局職員の任免について」を議題とします。事務局説明願います。

(議案書1ページ 読み上げ)

本件は令和5年3月31日付け枝幸町職員の定年退職、4月1日付けの人事、行政組織見直しによる役職名変更によるものです。

議長

事務局の説明が終わりました。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。
お諮りします。議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。
よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

日程第6
議案第2号

事務局

日程第6 議案第2号「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。事務局説明願います。

(議案書2ページ読み上げ)

当該地は農用地区域内農地ですが、農地法第5条第2項及び農地法施行令第11条第1項第1号ニにより不許可の例外事例に該当しております。

また、申請者は長年当町において砂利採取業務を行っており、申請書類並びに添付書類等からも、事業遂行及び農

地復元に支障を生じることなく、公共事業等に使用される砂利であることから、転用はやむを得ないと考えます。

10月24日に高橋会長、玉村委員、松下委員、佐藤委員、寺前委員、諏訪委員により現地確認を行っております。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料1ページから2ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。2ページ現況図の黄色で囲われた土地のうち、赤枠が該当地となっております。

以上、議案第2号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。お諮りします。議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

日程第7
協議事項

日程第7協議事項「令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局

(議案書3ページ読み上げ)

議案関係参考資料3ページをお開きください。

今回協議いただく内容は、令和4年度から作成しております「最適化活動の目標」の、令和5年度の設定についてです。それでは内容の説明をさせていただきます。

I 農業委員会の状況です。1 農業委員会の体制は令和4年度と同じですが、2 農家・農地等の概要は認定農業者の経営体数を90、認定新規就農者の経営体数を5に変更しております。

議案関係参考資料4ページをお開きください。

II 最適化活動の目標です。1 最適化活動の成果目標(1) 農地の集積①現状及び課題について、管内の農地面積10,900haは変更なく、これまでの集積面積は10,281ha、集積率は94.32%となっております。

②目標については、枝幸町の基本構想をもとに目標年度及び集積率を記載しております。新規集積面積は7haとし、これまでの集積面積10,281haを加えて、年度末の集積面積は10,288ha、集積率は94.39%としております。

(2) 遊休農地の解消については、現状遊休農地はありませんので、設定しておりません。

議案関係参考資料5ページをお開きください。

(3) 新規参入の促進①現状及び課題は、過去3年度分を記載しております。②目標については、下の※2にも記載のとおり、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上とされていることから、66.9%としております。

2 最適化活動の活動目標については、令和4年度と変更ありません。

以上、令和5年度の最適化活動の目標の設定等の説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、協議事項「令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について」は、原案のとおり取りまとめることといたします。

以上で本日付議された議案はすべて終了しました。これをもって令和4年度第10回枝幸町農業委員会総会を閉会します。

会議録署名委員

(議席10番)

(議席12番)